

## ◆NPO法人フードバンク山梨と南アルプス市の協働事業の経過

### ◇協働事業公募・提案制度のスタート

本市では、「市民の市政への直接参加システム構築」のため市民と市役所との協働事業を進めている。その具体的方法として平成21年度から協働事業公募・提案制度がスタートした。

この制度は市民が行政に対して単に要望や提案をするだけでなく、提案した事業をお互いが明確な役割分担のもとで実践し、相互のノウハウを十分に生かしながら地域の課題解決や新しい住民サービスを創造していくことを目的としている。

H21. 7月

南アルプス市協働事業公募・提案制度に基き、フードバンク山梨が「食のセーフティネット創造事業を市に提案した。

H21. 10月

南アルプス市協働審査委員会において、プレゼンテーションを行う。



H21. 11月

南アルプス市協働推進本部において、H22年度協働事業として採択される。

H22. 3月

H22年度当初予算に計上し、議決される。

### ◇協働事業の内容

#### ○ 事業の目的

経済的な困窮等により食べ物を確保できない市民に対して、食品業者から寄付された、まだ食べられるのに廃棄されてしまう賞味期限内の規格外食品(食品ロス)や農家等から寄付された安全な食品を、無償で配布する取り組みを通して食のセーフティネットを確立するための仕組みづくりを行う。

○ 事業期間

H22年4月1日～平成23年3月31日

○ 事業費

無し。

○ 実施内容・方法

フードバンク山梨が食品業者等から提供を受けた食品を食べ物を確保することが困難な生活困窮者に効率的に配布するための仕組みづくりを市と協働して行う。

○ 役割分担

フードバンク山梨の役割

- ・市より生活困窮者への食料提供依頼があった場合は、支援(配布)を行う。
- ・広報活動とそのための資料作成。
- ・仕組みづくりに係る関係機関との協議・調整。

南アルプス市の役割

- ・生活困窮者が希望した場合は、フードバンク山梨から食料の提供を受け配布する。
- ・広報活動への協力及び関係機関との調整。
- ・仕組みづくりを行うための協議や会議場等の提供。

◇ H22年度協働事業のあゆみ

H22. 5. 14 市と協働事業確認書を締結する。

H22. 5. 25 市民生委員児童委員地区正副会長会議において  
市と協働相手のフードバンク山梨の活動内容を紹介した  
対象者 民生児童委員28名  
(米山代表以下2名出席 パワーポイント等で説明)

H22. 6. 18 各窓口サービスセンター(5地区)、教育委員会へ7/4  
の講演会のチラシを配布。  
(7月号の広報にスペースの関係で掲載されなかったため)

H22. 7. 1 広報掲載協力  
市広報7月号の「情報広場」にて米等の寄付を募る。  
7/4のフードバンク主催の講演会(若草生涯学習ホール)はスペースの関係で掲載されなかった。

H22. 7. 23 南アルプス市障害者地域自立支援協議会定例会において

市と協働相手のフードバンク山梨の活動内容を紹介した。  
(米山代表以下2名出席 パワーポイント等で説明)  
合わせて、市内の障害者施設へトマト缶を優先的に配布  
する(1施設10箱(24個入り) )事業に協力要請する。



H22. 8. 5 市とフードバンクとの話し合い（協働事業の現状と今後の方向について）

- 生活困窮者への食料支援の継続 ○事業の周知・拡大
- 協賛企業等の拡大 ○障害者等の就労支援（繋げる）
- \*より良い協働を目指して今後も継続して話し合っていくことを確認した。

出席者 フードバンク（米山、斉藤）、県立大学（下村教授）  
県民生活課（城野課長補佐）、市役所（有野、八田、  
廣瀬、名執、岩間、河野）

H22. 10. 7 市とフードバンクとの意見交換会 東別館2F第2会議室

- 現在、実施している生活困窮者への配布を中心とした協働事業の反省と今後のより良いシステム構築に向けて。
- \* 現在の生活困窮者への配布システムについては、問題なく活動できている。

◆決定事項

- ①フードバンクが独立行政法人 社会医療機構の「社会福祉振興助成事業」のモデル事業の受託を受けた場合、更に広く生活困窮者へ配布できるシステムをつくっていく。そのため市役所も生活困窮者とつながっている地域包括支援センター、地区担当保健師、社協等に繋げる役割を果たす。
- ②市もいっしょに農協や商工会に出向いて、食糧提供のお願いをしていくこと。

◆その他

\*食糧等の保管場所を確保してほしい。

\*災害時の食糧提供の協定を市と結んでもいくことも考えていく。

フードバンク（米山理事長、斉藤、塩澤） 市役所（有野、井上、八田、廣瀬、中込）

#### H22. 10. 19 食のセーフティネットモデル事業についての協議

\*福祉医療機構助成事業からのモデル事業（H22. 10月～H23.3月）として採択されたので、市役所との協働を通じて、一部の生活困窮者から、さらに多くの生活困窮者へ支援を広めていく。

このため、生活困窮者と係わりが多い地域包括支援センター、健康増進課の保健師、子育て支援課、社協等への事業PRを行うことに決定。

フードバンク（米山理事長、塩澤）、市役所（有野、井上、中込） \*フードバンク事務所にて

#### H22. 10. 21 食のセーフティネット創造事業の説明会開催

\*出席者 フードバンク（米山理事長、斉藤、塩澤）、福祉課（有野、井上、中込）地域包括支援センター職員9名、子育て支援課職員2名 合計17名

フードバンク山梨（米山）より、活動の現状と今後の活動範囲の拡大等について説明する。

その後、意見交換を行う。\*市役所3F小会議室にて



#### H22. 10. 25 食のセーフティネット創造事業の説明会開催

健康福祉センターかがやき2F会議室

\*出席者 フードバンク（米山理事長、塩澤） 福祉課（有野）、健康増進課保健師10名 合計13名

フードバンク山梨（米山）より、活動の現状と今後の活動

(モデル事業)の内容について説明する。

\*生活困窮者への食料配布について意見交換を行う。

○保健師を通じた配布の方法について

◇宅配をする場合、保健師が本人了解のもと住所・氏名等をファックスで送るのは、万一、送付先を間違えた場合、危険であり、基本的には保健師が直接送付するしかないのか検討を要す。

◇生活困窮者の基準については、当面はっきりした基準はないので、担当保健師の判断で行うしかないと思う。



H22.10.26

JA こまの本所訪問

\*訪問者 フードバンク(齊藤副理事長水野)福祉課(有野) \*対応者 米山組合長、塩澤専務、藤巻

○フードバンクの齊藤副理事長、水野より活動内容の説明を行い農協の扱っている食品ロスの提供と組合員からの提供をお願いした。

○JAからは、食品ロスが出てこないのが難しいが、組合員等からの提供については、農協広報等で呼び掛けてくれることになった。又、米等の生産が多い、JA 梨北にお願いする際には、コンタクトしてもらえらることとなった。

H22.11.10 ○食品保管庫の貸し出しをスタート。

フードバンク山梨 食のセーフティネットモデル事業の食品保管庫として八田健康管理センターの一室を貸出す。

\*期間 H22.11月10日(水)~H23.3月31日(木)

H22.11.24 食のセーフティネット創造事業の説明会開催  
社会福祉協議会2F会議室

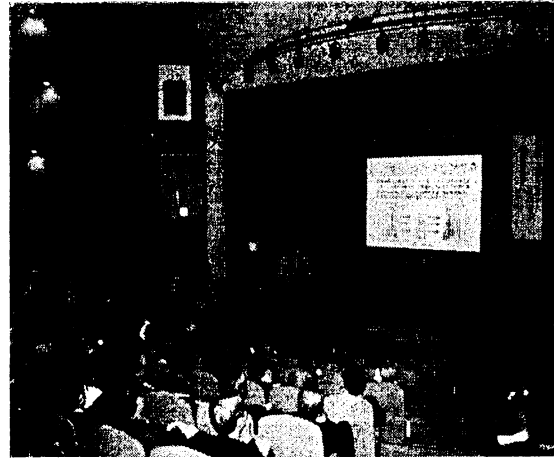
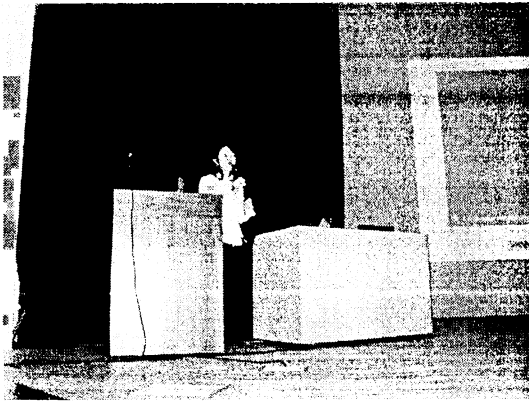
\*出席者 フードバンク(米山理事長、塩澤)

社会福祉協議会職員等22名 合計24名

フードバンク山梨(米山)より、活動の現状と今後の活動(モデル事業)の内容について説明する。

\*生活困窮者への食糧配布について意見交換を行う。

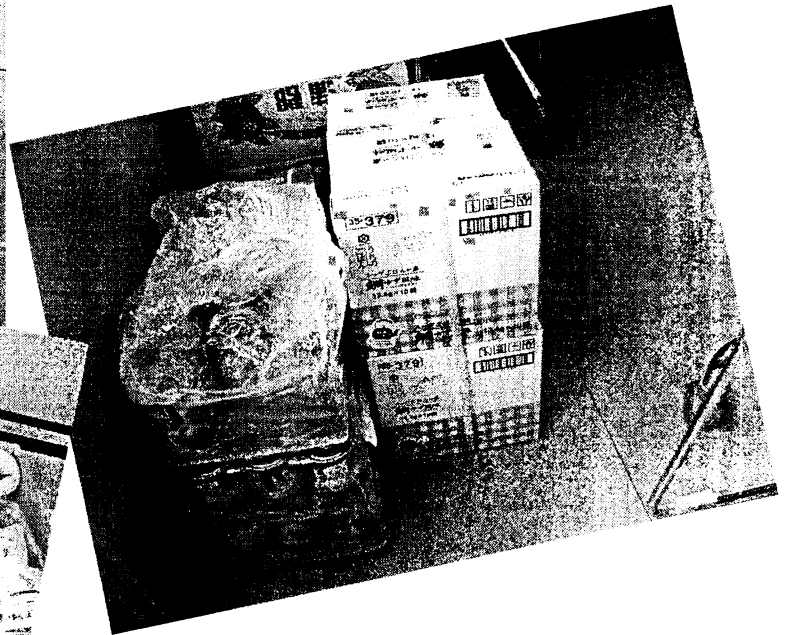
H22.12.10 市民生委員・児童委員全体研修会においてフードバンク山梨の「食のセーフティネット創造事業」の活動を紹介。  
対象者 民生児童委員176名(あやめホール)



### ◆食料支援の状況について

●H22年5月～12月の間、市が就労支援をしてきた生活保護者・生活困窮者は40名におよび、そのうちの14名はフードバンクからの食料支援(配布)と就労支援を合わせて実施してきた。食料については、一人一回につき一週間から二週間程度の量を配布している。

1ヶ月ほど食料支援をしている間に就



職が決まったケースが最も多いが、中には、半年以上支援を続けている人も存在する。上記14名の食

料支援者のうち9名が就職し自立生活が出来る状態となり、市としては就労(自立)につなげるまでの食料支援が非常に重要であることを実感している。

H23. 3. 31 ○食品保管庫を八田健康管理センターから甲西地区保管庫(甲西中学校西の元どんぐりの家)に移す。

No.	支援月日	世帯主氏名	世帯人数	生保申請	生活状況	支給した食品	回数	
1	4	6	TA	3	無	夫の収入減	米・缶詰・麺類	1
2	4	7	MO	7	無	夫婦の収入減	米	1
3	4	11	TA	3	無	夫の収入減	米・缶詰・麺類	2
4	4	13	KA	3	有	生保開始までの食糧支援	米・缶詰・麺類	1
5	4	16	MO	7	無	夫婦の収入減	米	2
6	4	23	TA	4	無	夫の収入減	米・缶詰・麺類	3
7	4	24	MO	7	無	夫婦の収入減	米	3
8	4	27	TA	3	無	夫の収入減	米・缶詰・麺類	4
9	5	2	MO	7	無	夫婦の収入減	米	4
10	5	2	TA	3	無	夫の収入減	米・缶詰・麺類	5
11	5	8	TA	3	無	夫の収入減	米・缶詰・麺類	6
12	5	10	KO	1	有	生活保護受給開始まで	米・缶詰・麺類	1
13	5	10	MO	7	無	夫婦の収入減	米	5
14	5	16	K	1	有	生活保護受給開始まで	米・缶詰・麺類	1
15	5	16	K	1	有	生活保護受給開始まで	米・缶詰・麺類	2
16	5	16	TA	3	無	夫の収入減	米・缶詰・麺類	7
17	5	17	MO	7	無	夫婦の収入減	米	6
18	5	21	K	1	有	生活保護受給開始まで	米・缶詰・麺類	3
19	5	21	K・Y	3	無	3人の収入減	米・おかず類・缶詰	1
20	5	22	TA	3	無	夫の収入減	米・麺類	8
21	5	24	MO	7	無	夫婦の収入減	米2	7
22	5	28	K・Y	3	無	3人の収入減	米3・缶詰・麺類・粉末飲料	2
23	5	29	KO	1	有	生活保護受給開始まで	米1・麺類	2
24	5	29	N	1	無	本人収入減	米1・缶詰・麺類・粉末飲料	1
25	5	31	I	1	無	本人収入減	米・麺類・粉末飲料	1
26	6	4	MO	8	無	夫婦の収入減	米2	8
27	6	1	TA	3	無	夫の収入減	米・麺類	9
28	6	4	MO	7	無	夫婦の収入減	米2	8
29	6	4	TA	3	無	夫の収入減	缶詰・麺類	10
30	6	5	KU	1	有	生保開始までの食糧支援	米1・麺類・缶詰・栄養ドリンク・調味料	1
31	6	7	K・Y	3	無	3人の収入減	米3・缶詰・麺類・粉末飲料	3
32	6	8	KU	1	有	生保開始までの食糧支援	米1・麺類・缶詰・栄養ドリンク・調味料	1
33	6	13	TA	3	無	夫の収入減	米2・麺類・缶詰・飲料	11
34	6	15	SU	1	無	本人収入減	米1・麺類・缶詰・飲料	1
35	6	19	TA	3	無	本人収入減	米1・麺類・缶詰・飲料	12
36	6	21	HA	1	無	本人収入減	麺類・飲料	1
37	6	21	KO	1	有	生保開始までの食糧支援	米1・麺類・缶詰・栄養ドリンク・調味料	1
38	6	27	TA	3	無	本人収入減	米1・麺類	13
39	6	28	WA	1	有	生保開始までの食糧支援	米1・麺類・缶詰・栄養ドリンク・調味料	1
40	7	2	SA	1	無	本人収入減	麺類・飲料	1
41	7	4	TA	3	無	本人収入減	米1・麺類・缶詰・パン	14
42	7	5	SA	4	無	本人収入減	アルファ米・麺類・飲料	2
43	7	5	SU	1	無	本人収入減	米1・麺類・缶詰・飲料・パン	2
44	7	6	O	2	無	家族の収入減	米等	1
45	7	12	TA	3	無	本人収入減	米1・麺類	15
46	7	17	Y・T	3	無	8/31給料日まで	米1・麺類・粉末飲料	1
47	7	19	SA	1	無	本人収入減	麺類・飲料	2
48	7	20	S・K	2	有	生保開始までの食糧支援	米1・麺類・缶詰	1
49	7	23	TA	3	無	本人収入減	米2・麺類・缶詰・飲料	16
50	7	23	Y・T	3	無	8/31給料日まで	米2・麺類・缶詰・粉末飲料	2
51	7	30	TA	3	無	本人収入減	米2・麺類・缶詰	17
52	7	31	K・Y	3	無	3人の収入減	米1・パン・麺類	4
53	8	2	Y・T	3	無	8/31給料日まで	米1・麺類・のり・アルファ米	3
54	8	6	Y・T	3	無	8/31給料日まで	米2	4

8/1現在

## 手渡し

- ・定期的受取:1件
- ・数ヶ月おき:1件
- ・収入安定まで:8件
- ・生保開始まで:6件
- ・支援終了:1件

## 宅配

10件(うち2件は終了)

## 食糧受領

266.2kg

(1回につき約20kgの受領)